

Mixi コミュニティ 「複国籍（重国籍）を認めてもらう」 2007年2月1日開設
2007年4月2日現在 会員91名
管理人 高川 憲之（IST請願の会発起人、国際結婚を考える会海外会員）

コミュニティの主旨

複数の国籍を有している人を、重国籍者といいます。この「重」には多分に、個人が負担出来ないような重いイメージ、否定的なイメージがあるように感じられます。「重婚」が否定的な様に、「重国籍」も否定的に受け止められがちです。一方、世界を俯瞰してみると、カルロス・ゴーン氏をはじめ、国際的に活動する人々の中では重国籍であることが常識でもあります。

発展した社会で生活する人々は、その活動が往々にして国家を跨ぎます。その様な環境にあつては、個人にとって重国籍は重荷でも何でもなく、むしろ生活に必要な要件なのです。

このコミュでは、重国籍という呼び方ではなく、複国籍という呼び方を提唱します。重国籍者は複数の国籍を持っているのだから、むしろ複国籍が自然です。また、複数を持ち合わせるという意味には、個人にとって多様な可能性をもたらす積極性があります。「ふく」という読み方も、「福」に通じ、個人にとって好ましい呼称と言えます。

日本は、自己の志望により外国の国籍を取得する形では国民に複国籍（重国籍）を認めていません。また、1985年1月1日以降に諸般の事情により複国籍となった人に、一方的な国籍選択を課しています。（一方的なという意味は、日本国では法的に有効ですが、他方の国では多くの場合、日本の様な選択制度を持っていないので、全く効力を持たないということです）

しかし、複国籍には個人にとってメリットが多く、社会の国際化にも有益です。是非とも、日本も複国籍を認めてもらいたい、あるいは今ある複国籍を維持したい、そんな人の為のコミュニティです。

（このコミュニティでは、重国籍ではなく、複国籍を提唱します）

ブラジル南部のポルトアレグレに住んでいるブラジル移住45年になる和田 好司と申します。今回、のりさんの国会議員への陳情ご苦労さまです。地道な努力が実を結ぶことを期待しています。我が家は、私が日本人。ブラジル生まれの娘3人が複国籍で日本とブラジルの旅券を所有し出国は、ブラジル人として出て日本には帰国という型を取っています。ブラジル旅券では入国査証が必要な国には日本国旅券で入っています。

問題なのは、ブラジルの南大河州連邦大学(UFRGS)で長年教鞭を取っている女房殿で90年代初めにコーロル大統領が連邦大学の教授は総てブラジル国籍所有者に限るとの法令を出し期限付きでブラジル国籍取得を命令したことに従いブラジルに帰化してしまいました。帰化と同時に日本国籍を喪失(取り上げられてその後日本国旅券を申請できない)。その後この無法な法律は無効となり現在連邦大学にはアルゼンチン、インド、アメリカ等の国籍者が教鞭を取っています。

夫、娘が日本人として日本旅券を所有しているのに自分だけがブラジル旅券で旅行するのはには耐えられない。今後一切一緒に海外旅行はしないとご立腹です。日本に住めば3年経過すれば日本国籍取得の手続きを開始する権利？が得られるというのが現在の国籍法のようなのですが、多くの先進国並みに一定の条件を設け複国籍を認めれば解決する問題だと思います。

昨年、8月に神戸高校の先輩でもある参議院議長の扇 千影さんがポルトアレグレアレグレに来られた時にも陳情しましたしサンパウロでも国の低利融資を受ける為に30年も前に一括帰化をしたコチア青年が年を取り祖国日本に帰国するには入国査証を取る必要があり親の死に目にも間に合わないといったケースが続発し扇参議院議長にもこの複国籍を認めるように署名簿を手渡し陳情しています。

日本国籍を失った人への国籍復活を

佐渡在住のASHさん（昭和38年10月生まれ）は、神奈川県大和市で出生し、出生届けにより日本国籍を取得しました。日本で成長し、何の疑いもなく日本人として成人しました。しかし、21年後父親がアメリカ人であり、この国籍取得が手違いであったことが判明し、日本国籍を喪失、無国籍となりました。出生届はアメリカ人の父親が提出しており、大和市の責任による手違いであった事は明白になっています。両親は既に離婚しており、苦勞の末父親を探し出し、ようやくアメリカ国籍を取得。以降在日アメリカ人として日本で生活しています。

ASHさんの訴え

（現状帰化しか日本国籍復活の手段がないけれど、一方的に国籍を剥奪された様なもので、帰化申請には抵抗がある。日本国籍を戻して欲しい）

俺が訴えたいことは「生まれてからの日本国籍だった20年」これを否定しないで欲しい。それだけです。誰に聞いても、もちろん国籍法の「こ」の字もわからない大半の人たちですら、絶対におかしいと言っています。

では！ 何故、そして誰と俺は戦っているのでしょうか？

自分の内側 血なんだと思います。恨みつらみは日本国にございませぬ。ただ、俺は日本人なのです。認めるも認めないも無く…

会員の感想（抜粋）

【麗子】

これはひどいですね。でもやっぱりという気がしました。

私は日本国籍ですが、あの当時はnyに住んでおりました。つまり住民票は日本にありません。

そんな折、父が死にました。よく知った方から、財産関係の処理をするときには、嘘でいいから、役所へ行って、住民票戻せとアドバイス受けましたがしませんでした。

結果は悲惨でした。日本人なのに、日本国籍なのに、住民票がないというだけで、正規の銀行口座が開けないのです。外人用のを開きました。ところがこれ海外からお金の操作が出来ないばかりか、いろんな機関で、引き落としや、お金を入れてもらうことができません。最低な銀行口座。

その経過は長い話ですから はしおりますが(大変苦勞しました)、住民票がない日本人は、日本人の権利を剥奪されますね。ひどい差別です。

日本国籍を失った人への国籍復活を――は未来の私の問題になってきます。もうすぐフランス国籍を選ぶ事になるので(拒否されなければの話)――もし、本当に国籍復活をしたくなったら。。うーん日本政府は冷たいだろうなあと思います。海外に住むだけでこれだからね。

【キク】

まずこれを読んで考えたことは、戸籍を抹消するなどという人の人生を大幅に狂わせるようなことを、市役所の職員などの判断で「あっ、間違っていたね」で済ませてしまうことは絶対にあってはいけないでしょう。

まず受理した段階で間違いなのだから、責任は受理した役所側にあるわけで、抹消するならまずそれが妥当かどうか審議されるべきだし、その後抹消理由をきちんと書面にして父親がアメリカ人であり、本来アメリカ国籍を持つべき人であることを少なくともアメリカ政府に報告するべきでしょう。

また、父権制度自体が男女差別に由来しているものなのだから、それが正しいことではないと判断した時点で期限などを決めずに受け入れるべきではないですか？ 特にASHさんは3年の違いですよ。

母親が日本人で日本で生まれ、役所は出生届を受理して、日本で育って大人になってからいきなり「あんた日本人じゃないからね。お母さんなんて女なんだから国籍持ってちゃダメだよ。」って剥奪するって、どう考えても基本的人権が守られていないですよ。